

令和 7 年度 鹿島のファンづくり推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和 7 年度 鹿島のファンづくり推進業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 年度 鹿島のファンづくり推進業務

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年3月31日(火)まで

4 委託料の上限額

2,990,000 円(消費税及び地方消費税含む)

5 業務内容

別紙「令和 7 年度 鹿島のファンづくり推進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

6 プロポーザル参加資格基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準をすべて満たす者とする。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去 5 年以内に本業務と同様(ステークホルダーを巻き込んだ取組等)の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 22 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (5) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (7) 鹿島市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条 2 号に規定する暴力団員又は同条 3 号に規定する暴力団員等ではないこと。

7 実施スケジュール

内容	日程・期限
手続開始の公告(公募開始)	令和 7 年 5 月 2 日(金)
仕様書等に関する質問表の提出期限	令和 7 年 5 月 12 日(月) 17 時
// への回答	令和 7 年 5 月 14 日(水)
参加申込書の提出期限	令和 7 年 5 月 16 日(金) 17 時まで必着
参加資格確認結果通知書送付(提案者の決定)	令和 7 年 5 月 20 日(火)
企画提案書、見積書の提出期限	令和 7 年 5 月 29 日(木) 17 時まで必着
審査結果通知発送及び公表	令和 7 年 6 月 10 日(火) 予定
業務委託契約の締結	令和 7 年 6 月 16 日(月) 予定

8 手続き等

(1) 問い合わせ

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 広報企画課 (TEL)0954-63-2101 (メール)kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

(3) 仕様書等に関する質問表(様式 2)の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 5 月 12 日(月) 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 電子メールで提出

(4) 質問表(様式 2)に対する回答

令和 7 年 5 月 14 日(水)までに鹿島市ホームページにて回答を公表する。

(5) 参加申込書(様式 1)の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 5 月 16 日(金) 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

④ 添付資料 実績書(様式 2)、参加資格確認資料(様式 4)

(6) 参加資格確認結果通知書送付(提案者の決定)

令和 7 年 5 月 20 日(火)までに電子メール及び同日発送の郵便で通知する。

(7) 企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 5 月 29 日(木) 17 時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

9 優先交渉権者の選定方法等

- (1) 審査は、企画提案書の書類審査・ヒアリングとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 提出された企画提案書を「10.評価基準等」に定める基準に基づき選考委員会により審査し、合計点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。なお、同点の場合は選定委員会にて協議の上、決定する。
- (3) 審査結果は、令和7年6月10日(火)(予定)に応募者全員に対して電子メールで通知する。

10 評価基準等

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
本業務に対する基本的な考え方	本業務の目的を理解し、趣旨に沿った内容となっているか。	10
	本市の特色及び魅力を十分に理解しているか。	10
スケジュール	具体性及び実現性があるか。	5
	余裕のあるスケジュールか。	5
実施体制	本業務の責任者や人員の配置は適切であるか、連絡体制は整備されているか。	10
実施方法	ワークショップやプロモーションの実施手法が適切なものとなっているか。具体性、実現性、工夫はみられるか。 人材育成の視点からの取組等はあるか。	20
独自性	独自のノウハウを有し、現行の仕様に対して、有用な改善提案があるか。また、提案内容は具体性及び実現性があるか。	20
	仕様書には記載されていないが、本業務を遂行する上で必要と思われる独自のノウハウを生かした、前向きかつ積極的な提案がなされているか。	30
提案見積金額	(応募者内での最低提案見積金額／提案見積金額)×10 点	10

11 契約等

(1) 契約先

審査の結果、合計点が最も高い事業者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 「6 プロポーザル参加資格基準」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ スケジュールに記載している提出期限を過ぎて提出をした場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑦ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

12 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉権者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

13 契約手続等

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

14 その他

- (1) 本実施要項に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。